

大田区手数料条例の一部を改正する条例について

(長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の改正に伴う改正)

1 改正の背景

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和3年法律第48号。以下「改正法」という。)が施行されたことに伴い、「長期優良住宅型総合設計制度」に係る許可申請手数料について、規定を整備する。

2 改正法の改正概要

長期優良住宅の認定を受けた建築物について、用途地域ごとに政令で定める規模以上の敷地面積を有し、市街地の環境の改善に資するものについて、特定行政庁の許可により容積率制限を緩和できる「長期優良住宅型総合設計制度」が創設された。

3 大田区手数料条例の一部改正について

別表第1の106の7の項の次に次のように加える。

106 の 8	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づく住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料 160,000円	許可申請のとき
---------------	--	--	---------

4 施行日

公布の日からとする。

大田区手数料条例（昭和 32 年条例第 24 号）新旧対照表

新				旧			
別表第 1（第 2 条関係）				別表第 1（第 2 条関係）			
106	長期優良住	認定を受けた長期優良	許可	(新	(新設)	(新設)	(新
の 8	宅の普及の促	住宅建築等計画に基づく	申請	設)			設)
	進に関する法	建築に係る住宅の容積率の	と				
	律(平成 20 年	の特例許可申請手数料	き				
	法律第 87 号)	160,000 円					
	第 18 条第 1						
	項の規定に基						
	づく住宅の容						
	積率に関する						
	特例の許可の						
	申請に対する						
	審査						
備考 規格は、日本産業規格とする。				備考 規格は、日本産業規格とする。			

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

大田区手数料条例の一部を改正する条例について
(東京都ふぐの取扱い規制条例等の改正に伴う改正)

1 改正の背景及び理由

令和4年4月1日施行の東京都ふぐの取扱い規制条例及び特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の改正により、ふぐ加工製品取扱届出制度の規定が削除された。これに伴い大田区手数料条例に掲げられている当該項目を整備する必要があるため。

2 施行日

公布の日からとする。

3 新旧対照表

新				旧				
○大田区手数料条例 昭和32年12月2日 条例第24号				○大田区手数料条例 昭和32年12月2日 条例第24号				
第1条から第6条まで (略)				第1条から第6条まで (略)				
別表第1 (第2条関係)				別表第1 (第2条関係)				
項	事務	名称及び額 (1件につき)	徴収 時期	項	事務	名称及び額 (1件につき)	徴収 時期	
1から127 (略)				1から127 (略)				
128	削除			128	東京都ふぐの取扱い規制条例(昭和61年東京都条例第51号)第17条第2項の規定に基づくふぐ加工製品取扱届出済票の交付(卸売市場外営業に限る。)及び同条第4項の規定に基づくふぐ加工製品取扱届出済票の再交付(卸売市場外営業に限る。)	1 ふぐ加工製品取扱届出済票交付手数料 2 ふぐ加工製品取扱届出済票再交付手数料	3,000円 2,400円	届出のとき 再交付申請のとき
129から134 (略)				129から134 (略)				
別表第2 (第2条関係) (略)				別表第2 (略)				
別表第3 (第2条関係) (略)				別表第3				
<u>付 則</u>								
1 この条例は、公布の日から施行する。								